

# 平成22年度 大東市教育委員会 6月定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成22年6月24日（木） 午後2時00分～午後4時00分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育委員長 田中 美穂
- ・教育委員長職務代理者 小南 市雄
- ・教育委員 小倉 秀夫
- ・教育委員 金林 良子
- ・教育長 中口 馨

## 4. 出席説明員（13名）

- ・学校教育部長 中岡 亘
- ・学校教育部指導監兼教育研究所長 山本 克
- ・生涯学習部長 亀岡 治義
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長 大西 秀信
- ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 中田 のぶ子
- ・学校教育部教育政策室課長 渡部 直実
- ・学校教育部教育政策室課長 品川 知寛
- ・学校教育部教育研究所総括参事兼主任  
研究員 武内 秀人
- ・学校教育部教育政策室課長参事 植木 眞一郎
- ・学校教育部教育政策室課長参事  
兼北条青少年教育センター所長 辻岡 博
- ・学校教育部教育政策室野崎青少年  
教育センター所長代理兼上席主査 尾崎 光洋
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 植田 栄一
- ・学校教育部教育政策室上席主査 佐々木 由美

## 5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教委議案第16号

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3 一般業務報告

## 6. 議案書

教委議案第16号

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成22年6月24日提出

大東市教育委員会  
教育長 中 口 馨

理 由

大東市立青少年教育センター条例の一部が改正され、同センターの一部の施設の使用について、使用料を徴収することに伴い、所要の改正を行うため。

## 【資料】

### 大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

平成 年 月 日  
教委規則 第 号

大東市立青少年教育センター条例施行規則（平成14年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条および第3条を削る。

第4条中「第5条」を「第6条」に、「委員会」を「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項中「第5条」を「第6条」に、第2項中「センター」を「大東市立青少年教育センター（以下「センター」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用料の返還）

第5条 条例第8条ただし書の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の返還をすることができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない事由によって使用することができない場合 既納の使用料の10割
- (2) 使用者が次に掲げる日に変更・取消届出書を提出した場合
  - ア 使用日前4日から7日前までの日 既納の使用料の5割
  - イ 使用日の前日から3日前までの日 既納の使用料の3割

2 前項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の減免をすることができる。

- (1) 大東市または委員会が主催する行事である場合 10割減免
- (2) 社会教育団体による活動である場合 5割減免
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める場合 5割減免

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第6号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、減免の承認をした者

に対して、使用料減免承認書（様式第7号）を交付するものとする。

第7条を削る。

第8条第1項第1号中「所長」を「センターの長（以下「所長」という。）」に改め、同条第2項中「、主幹、上席主査および主査」を削り、同条を第7条とする。

第9条第3項から第5項までを削り、同条を第8条とする。

第10条第2項を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

様式第1号中「第4条関係」を「第2条関係」に、「第4条」を「第2条」に改め、様式第2号中「第5条関係」を「第3条関係」に、「第5条」を「第3条」に改め、様式第3号中「第6条関係」を「第4条関係」に、「第6条第1項」を「第4条」に、様式第4号中「第6条関係」を「第4条関係」に改め、「第6条第2項」を「第4条」に改める。

様式第4号の次に次の3様式を加える。

様式第5号（第5条関係）

使用料返還申請書

年 月 日

（あて先）大東市教育委員会

（申請者）住所

団体名

氏名（代表者）

印

電話 ( ) —

大東市立青少年教育センターに係る使用料の返還について、大東市立青少年教育センター  
条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号 ( 年 月 日 付)
許可使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
許可使用場所	
申 請 理 由	
納 入 済 額	金 円
返還申請金額	金 円
備 考	

様式第6号（第6条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）大東市教育委員会

（申請者）住所

団体名

氏名（代表者）

印

電話 ( ) —

大東市立青少年教育センターに係る使用料の減免について、大東市立青少年教育センター条例施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号 ( 年 月 日 付)
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 場 所	
申 請 理 由	
備 考	

様式第7号（第6条関係）

使用料減免承認書

年 月 日

様

大東市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった大東市立青少年教育センターに係る使用料の減免について、大東市立青少年教育センター条例施行規則第6条の規定により、次のとおり承認します。

許 可 番 号	第 号 ( 年 月 日 付)
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 場 所	
承 認 内 容	
減 免 割 合	割
備 考	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大東市立青少年教育センター条例施行規則に係る使用料の返還および減免に関し必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

大東市立青少年教育センター条例施行規則新旧対照表

改正後	現行
第1条 (略)	第1条 (略) <u>(開館時間)</u> 第2条 大東市立青少年教育センター(以下「センター」という。)の開館時間は、 <u>午前9時から午後9時までとする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、大東市教育委

<p>(使用の申請)</p> <p><u>第2条</u> <u>条例第6条</u>の規定により使用の許可を受けようとする者は、施設を使用する日の2か月前から同日の7日前までに使用許可申請書(様式第1号)を<u>大東市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第3条</u> 委員会は、<u>条例第6条</u>の規定により使用を許可したときは、申請をした者に使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>2 前項の使用許可は、連続して3日以上使用する場合については、行うことはできない。ただし、委員会が特別の必要があると認めるときは、または<u>大東市立青少年教育センター(以下「センター」という。)</u>の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用の変更等)</p> <p><u>第4条</u> <u>条例第6条</u>の規定により許可を受けた者が、その許可された使用内容を変更し、または使用を取り消すときは、変更・取消届出書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は前項の使用内容の届出があったときは、速やかに変更事項の諾否を決定し、当該届出をした者に申請事項変更承諾書(様式第4号)を</p>	<p><u>員会(以下「委員会」という。)</u>が特に必要があると認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p> <p>(<u>休館日</u>)</p> <p><u>第3条</u> センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを<u>変更し、または臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月30日から1月4日まで</u></p> <p>(使用の申請)</p> <p><u>第4条</u> <u>条例第5条</u>の規定により使用の許可を受けようとする者は、施設を使用する日の2か月前から同日の7日前までに使用許可申請書(様式第1号)を<u>委員会</u>に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第5条</u> 委員会は、<u>条例第5条</u>の規定により使用を許可したときは、申請をした者に使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>2 前項の使用許可は、連続して3日以上使用する場合については、行うことはできない。ただし、委員会が特別の必要があると認めるときは、または<u>センター</u>の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用の変更等)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第5条</u>の規定により許可を受けた者が、その許可された使用内容を変更し、または使用を取り消すときは、変更・取消届出書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は前項の使用内容の届出があったときは、速やかに変更事項の諾否を決定</p>
---	---

交付するものとする。

(使用料の返還)

第5条 条例第8条ただし書の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の返還をすることができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由によって使用することができない場合  
既納の使用料の10割

(2) 使用者が次に掲げる日に変更・取消届出書を提出した場合

ア 使用日前4日から7日前までの日 既納の使用料の5割

イ 使用日の前日から3日前までの日 既納の使用料の3割

2 前項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める割合について使用料の減免をすることができる。

(1) 大東市または委員会が主催する行事である場合 10割減免

(2) 社会教育団体による活動である場合 5割減免

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める場合 5割減免

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第6号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、減免の承認をした者に対して、使用料減免承認書(様式第7号)を交付するものとする。

(職員)

第7条 センターに次の職員を置く

し、当該届出をした者に申請事項変更承諾書(様式第4号)を交付するものとする。

(入館の制限等)

第7条 センターに入館しようとする者(以下「入館者」という。)は、センターの長(以下「所長」という。)の指示に従わなければならない。

2 所長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、または退館を命じることができる。

(1) センター内で物品を販売し、またはこれに類する行為をするとき。

(2) 立入禁止区域に立ち入るとき。

(3) 指定した場所以外で飲食および喫煙するとき。

(4) 他人に迷惑となる行為をするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、所長が不相当と認めるとき。

(職員)

第8条 センターに次の職員を置く。

<p>(1) <u>センターの長（以下「所長」という。）</u>  (2) その他の職員</p> <p>2 前項に規定する職員のほか、センターに所長代理を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p><u>第8条</u> 所長は、上司の命を受け、所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 所長代理は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">使用許可書申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大東市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所  団体名  氏名 (代表者)  電話</p> <p>大東市立青少年教育センターを使用した</p>	<p>(1) 所長  (2) その他の職員</p> <p>2 前項に規定する職員のほか、センターに所長代理、<u>主幹、上席主査および主査</u>を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p><u>第9条</u> 所長は、上司の命を受け、所管事項を掌し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 所長代理は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p><u>3 主幹は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。</u></p> <p><u>4 上席主査は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。</u></p> <p><u>5 主査は、上司に命を受け、担当事務を処理する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、所長限りで専決できる事項は、大東市事務専決規程（平成3年庁達第2号）別表第1の規定を準用する。この場合において、同表中「課長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">使用許可書申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大東市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所  団体名  氏名 (代表者)  電話</p> <p>大東市立青少年教育センターを使用した</p>
---	--

いので、大東市立青少年教育センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

表 (略)

様式第2号 (第3条関係)

使用許可書

第号

年 月 日

様

大東市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった使用については、大東市立青少年教育センター条例施行規則第3条の規定により、許可します。

表 (略)

様式第3号 (第4条関係)

変更・取消届出書

年 月 日

大東市教育委員会 様

届出者 住所

団体名

氏名 (代表者)

電話 ( ) —

大東市立青少年教育センターの使用許可の (変更・取消) をしたいので、大東市立青少年教育センター条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

表 (略)

様式第4号 (第4条関係)

申請事項変更承諾書

年 月 日

様

大東市教育委員会

年 月 日付けで届出のあ

いので、大東市立青少年教育センター条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

表 (略)

様式第2号 (第5条関係)

使用許可書

第号

年 月 日

様

大東市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった使用については、大東市立青少年教育センター条例施行規則第5条の規定により、許可します。

表 (略)

様式第3号 (第6条関係)

変更・取消届出書

年 月 日

大東市教育委員会 様

届出者 住所

団体名

氏名 (代表者)

電話 ( ) —

大東市立青少年教育センターの使用許可の (変更・取消) をしたいので、大東市立青少年教育センター条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

表 (略)

様式第4号 (第6条関係)

申請事項変更承諾書

年 月 日

様

大東市教育委員会

年 月 日付けで届出のあ

った使用許可の変更については、大東市立青少年教育センター条例施行規則第4条の規定により、承諾します。

表 (略)

様式第5号 (第5条関係)

使用料返還申請書

年 月 日

(あて先) 大東市教育委員

(申請者) 住所

団体名

氏名(代表者) 印

電話 ( ) ー

大東市立青少年教育センターに係る使用料の返還について、大東市立青少年教育センター条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	第号 (年月日付)
許可使用日時	年 月 日 午前・午後時分～ 午前・午後時分
許可使用場所	
申請理由	
納入済額	金 円
返還申請金額	金 円
備考	

様式第6号 (第6条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 大東市教育委員会

(申請者) 住所

団体名

氏名(代表者) 印

電話 ( ) ー

った使用許可の変更については、大東市立青少年教育センター条例施行規則第6条第2項の規定により、承諾します。

表 (略)

大東市立青少年教育センターに係る使用料の減免について、大東市立青少年教育センター条例施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	第号（年月日付）
使用日時	年月 日（ ） 午前・午後時分～ 午前・午後時分
使用場所	
申請理由	
備考	

様式第7号（第6条関係）

使用料減免承認書

年 月 日

様

大東市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった大東市立青少年教育センターに係る使用料の減免については、大東市立青少年教育センター条例施行規則第6条の規定により、次のとおり承認します。

許可番号	第号（年月日付）
使用日時	年月 日（ ） 午前・午後時分～ 午前・午後時分
使用場所	
承認内容	
減免割合	割
備考	

## 7. 会議録

田中委員長

ただ今から、平成22年大東市教育委員会6月定例会の開催に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

中岡部長

出席委員について報告いたします。本日の出席委員は5名全員でございます。

田中委員長

報告のとおり、定足数に達していますので、ただ今から平成22年大東市教育委員会6月定例会を開会いたします。

日程第1 本日の定例会の会議録署名委員指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第6条第2項の規定により、委員長において「金林委員」を指名いたします。

それでは、平成22年度の議事に入らせていただきます。

日程第2 教委議案第16号 大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について提案者の説明を求めます。

辻岡所長

それでは、教委議案第16号大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

提案理由としましては、大東市立青少年教育センター条例の一部が改正され、同センターの一部の施設の使用について、使用料を徴収することに伴い、所要の改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表に基にご説明させていただきます。1ページをご覧ください。1ページ右側 第2条の開館時間及び第3条の休館日については、それぞれ、条例第4条及び第5条に変更されたため、削除するものです。

次に、使用許可の条文が条例第5条から第6条に変更されたため、又、施行規則第2条の削除により、「委員会」及び「センター」について、それぞれ所要の改正を行うもので、第4

条中「第5条」を「第6条」に改め、「委員会」を「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に改め、同条を第2条とし、同様に第5条第1項中「第5条」を「第6条」に、第2項中「センター」を「大東市立青少年教育センター（以下「センター」という。）に改め、同条を第3条とするものです。次に2ページをご覧ください。第6条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に2条を加えるものです。内容につきましては、北条青少年教育センターの施設の一部が、使用料の徴収をすることに伴い、「第5条」で使用料の返還の割合、「第6条」で減免の割合等を定めたものです。次に3ページの「第7条」入館の制限等は、「条例第13条」遵守事項に変更されたため、削除するものです。次に、第8条を第7条に、第9条を第8条とするものです。次に体制の見直しにより、所長について、課長級を必要としないため、第10条第2項の読み替え規定を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とするものです。

次に4ページ以降ですが、様式第1号から様式第4号までは、条例の改正、施行規則の改正に伴う文言等の変更でございます。様式第5号から様式第7号は、施行規則の第5条（使用料の返還）及び第6条（使用料の減免）が追加されることに伴う申請書や承認書の様式を定めたものでございます。次に議案書の最後をご覧ください。付則でございますが、施行期日及び経過措置を示しており、経過措置では、使用許可の手続きが施行期日前に行うことができるため、それに伴う使用料の返還及び減免に関し、施行期日前に行うことが出来る規程を設けたものです。以上、教委議案第16号 大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

田中委員長 ただいま、大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明をいただきましたが、質問、意見等はありませんか。

小南委員 この条例施行規則改正のことではないのですが、大東市立青少年教育センター使用料の減免と各小中学校の体育館使用料の減免は、減免対象者、減免割合等は同一でしょうか。

中西課長 学校体育館の使用料の減免につきましては、自校のPTAや子供会など直接学校、子ども達に関連する団体であれば、10割減免をしております。社会教育団体等、体育指導委員会、青少年指導委員会、体育協会、連合婦人会等につきましては、5割減免をしております。

小南委員 大東市立青少年教育センター条例施行規則は同じ内容でしょうか。

辻岡所長 すべてが一緒ではございません。運営委員会のなかでも「すべて使用料を徴収すべきだ。」という意見もありましたが、中学生の音楽活動等を支援する意味でも減免は必要であると運営委員会のなかで案がありましたので、相談させていただいた結果、PTA、子供会等も5割減免で考えております。

小南委員 今後は、減免対象者等について、検討されるのでしょうか。

中岡部長 今回、青少年教育センターの施設を有料化するポイントは、防音環境の整った音楽施設の有料化と各小中学校体育館の貸出しと同じように有料化することが条例改正した趣旨でございます。音楽施設等の利用につきましては、だれが利用するにあたっても使用料を徴収するのが基本であると考えております。減免については、負担能力の低い方には5割減免を考えております。減免対象

	者等につきましては、運営委員会で協議し、適用するかどうかを決め決定していきます。
金林委員	運営委員会のメンバーは、どのように構成されていますか。
辻岡所長	運営委員会のメンバーは、北条中学校の校長、北条小学校の校長、学校教育部総括次長、センターの所長、所長代理、NPOほうじょうから2名、地域から1名、公共施設連絡会から1名、北条支部から1名でございます。
田中委員長	他に質問等ございませんか。
教育長	使用料を徴収する団体の利用率はどれくらいでしょうか。
辻岡所長	体育館につきましては、学生も入れると7団体でございます。音楽室につきましては、高校生の利用が多く、そのため15時以降の利用が多くなっております。稼働率は、音楽室が約30%、体育館が74%でございます。
教育長	使用のキャンセル料については、各小学校体育館と同等の割合ですか。
辻岡所長	同じでございます。
田中委員長	他に質問、意見等はございませんか。 <p>.....質問、意見等なし.....</p> それでは採決を取らせていただきます。大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	— 全員、挙手 —
	ただ今提案のあった議案については、全員一致により原案のとおり可決いたします。次に、日程第3 一般業務報告ですが始めに平野屋新田会所について報告をお願いいたします。
中田総括次長	一般業務報告の平野屋新田会所についてご報告させていただきます。昨日6月議会におきまして、平野屋新田会所跡地のうち米

蔵や船着場等の特徴的な部分を有する敷地を購入する補正予算のご議決をいただきました。平野屋新田会所跡購入予定地の資料をご覧ください。事業費総額につきましては、7400万円、市債で6660万円、一般財源で740万円でございます。契約時期につきましては、整地終了後の8月上旬になる予定でございます。以上、平野屋新田会所に係る報告でございます。

田中委員長

平野屋新田会所について報告いただきました。次に、北条・北条西小学校の統合準備委員会について報告をお願いいたします。

品川課長

北条・北条西小学校の統合準備委員会についてご報告させていただきます。北条・北条西小学校の統合に関しましては、平成20年3月に「大東市立小・中学校統合基本方針」を定め、各学校・地域で説明会を開催し、平成21年5月策定の「統合実施計画」に基づき、平成24年4月の統合実施に向けて、統合準備委員会を設置いたしました。去る、5月24日月曜日に午後7時から北条西小学校で第1回統合準備委員会を開催し、教育長から各委員に委嘱状が交付され、別紙名簿のとおり、委員会の委員が決定されております。

引き続き、6月16日水曜日午後7時から北条小学校で第2回の統合準備委員会を開催し、統合新校の学校名や通学路の安全対策等につきまして検討を進めております。

四条・四条南小学校の統合に向けての委員会と同様に毎回、配付させていただいております統合委員会ニュースを発行し、地域の方々に広く内容を報告させていただいております。今後も、統合についての諸問題や問題点等につきまして、統合準備委員会におきまして十分な意見交換と検討を実施し、円滑な統合に向けて準備してまいりたいと考えております。以上、北条・北条西小学校の統合準備委員会設置に係る報告でございます。

田中委員長

北条・北条西小学校の統合準備委員会の報告いただきました。

次に、平成23年度大阪府学力・学習状況調査について報告お願いいたします。

渡部課長

平成23年度大阪府学力・学習状況調査についてご説明させていただきます、本市の実施への方向性について諮らせていただきますのでよろしく願いいたします。それでは、平成23年度大阪府学力・学習状況調査実施要領（案）についてご説明させていただきます。調査の目的につきましては、大阪府教育委員会や市教育委員会又は学校が、府内における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、大阪の児童生徒の課題の改善に向けた教育及び教育施策の成果と課題を検証し、府内全体の児童生徒の学力及び学習状況の改善を図り、学校力向上のための計画、実行、評価及び改善を継続的に進める体制を確立し、児童生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を把握して学力向上の意欲を高めることとなっております。調査の実施日につきましては、平成23年6月14日火曜日でございます。調査対象児童生徒は、小学6年生と中学3年生が対象でございます。調査内容は、小学校国語・算数、中学校国語、数学、英語と児童生徒アンケート調査・学校アンケート調査がございます。調査結果の取扱いにつきましては、市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表すること、大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果をすること、ただし、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校ごとの児童生徒の学力の結果が明らかになる公表は行わないとして取り扱われることとなっております。大阪府教育委員会が業務委託する業者選定作業のタイムスケジュールの関係もあると思われませんが、大阪府教委からもまだ「案」で送付されており、現時点での方向性の回答がほしいと

いうことで、7月16日が回答期限となっております。実施主体は大阪府教育委員会、それから市町村の教育委員会は学校の設置管理者として、協力・参加するという主体になっております。ただ、来年度の国の調査実施ともリンクしておりまして、全国学力・学習状況調査が今年度からは悉皆ではなく抽出となり、大東市では、中学校4校が対象校となりました。来年度実施の全国学力・学習調査の見直しが進んでおり、抽出調査ではなく、悉皆調査に戻る可能性がございます。国の調査が悉皆に戻った場合は、大阪府教育委員会が主体となる大阪府学力・学習状況調査は、実施しない方向ということがございます。このようなことを含んでいただいて、大阪府学力・学習状況調査に参加する方向なのか検討するのかを諮らせていただきます。

田中委員長

来年度の大阪府学力・学習状況調査の実施について説明いただきました。まだ、国、府ともに未決定なところがございますが、回答期限等もございましたので、大阪府学力・学習状況調査に参加するのか、検討するのかについて意見をお願いいたします。

小南委員

全国学力・学習調査は、今まで継続して調査に参加しており、過去からのデータが継続的に考察できるので本市としては、全国学力・学習状況調査に参加することは必要と考えられます。ただし、全国学力・学習状況調査が対象校の抽出での参加となりますと、本市全ての児童生徒の学力・学習状況調査のデータが残らなくなるのも問題であると思います。

金林委員

全国学力・学習状況調査が対象校の抽出となった場合、抽出対象校は、大阪府学力・学習状況調査の参加と一年で2回受験しなければならなくなりますが、児童生徒に負担はないのでしょうか。

渡部課長

特に対象学年中学3年生については、受験を控えており、今年の高校入試の問題傾向からしても読解力を問われる問題が増えて

おりまして、全国学力・学習状況調査で測れる内容にシフトされているようにも思われますので、学力向上を図る上では有益かと思われまじ、各学校にもそのようにご説明をさせていただきたいと思っております。

田中委員長

他に質問、意見等はございませんか。

．．．．．質問、意見等なし．．．．．

それでは、府下他市等の状況も把握した上で、次回改めて決定ということになりますが、現時点において大阪府学力・学習状況調査に参加する方向性でよろしいでしょうか。

(全員賛成)

参加する方向でよろしくお願いたします。

次に、平成22年大東市議会第2回定例会一般質問要旨について報告お願いたします。

中岡部長

平成22年大東市議会第2回定例会6月議会についてご報告いたします。今回10名の議員より教育関係の質問がございました。1番目、大東議員より学校の武道教育導入について、予定種目、本市のスケジュール、指導員の確保、武道具や道着について質問されました。2番目に澤田議員より中学校給食実施時期について質問されました。3番目、中谷議員より東部地域の史跡について、大東の歴史をアピールすべきことや飯盛城の維持、保存について質問されました。4番目、川口議員より新学習指導要領実施に向けての準備状況と教科書選定の諸問題についてと四条・四条南小学校の統合における教育内容の配慮について質問されました。5番目、大谷議員より灰塚小学校の環境推進校アピール施策について質問されました。6番目、三ツ川議員より相撲用マットを全小学校に導入してはと質問をされました。7番目、内海議員より児童生徒への生活指導、喫煙防止および学校施設の点検・

改修についてと生徒の喫煙防止に向けての生活指導についてと学校の施設、用具点検と整備について質問されました。8番目、北条青少年教育センターの見直し以後の状況について質問されました。9番目、岩淵議員より小中学校での国旗の掲揚についてと学力・体力の向上について質問されました。10番目、寺坂議員より認定子ども園の導入について教育長と子ども未来部長の見解と意見について質問されました。以上でございます。

田中委員長

他に報告はございませんか。

他に報告等がないようでしたら、6月の教育委員会定例会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平成22年 7月 27日

田中委員長

金林委員